

千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内の工場又は事業場に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより、窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象施設は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるボイラー（以下「発電ボイラー」という。）及び別表第1の29の項から32の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。）とする。ただし、本市及び千葉県と環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した者が、当該協定書の対象とする工場に設置する施設は除く。

(指導基準)

第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度（以下「指導基準」という。）は、別表に定めるとおりとする。

- 2 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前項の指導基準を遵守するために必要な対策を実施するものとする。

(排出口の高さ)

第4条 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、建築物の高さ及び周辺の状況等を考慮し、局所的高濃度汚染が生じないよう当該施設に係る排出口の高さの確保等に努めるものとする。

(エネルギーの有効利用)

第5条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生した熱及び蒸気等の未利用エネルギーについては、工場又は事業場内で有効利用を図るとともに、工場又は事業場間利用及び地域還元に努めるものとする。

(報告)

第6条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、発電ボイラー及びガスタービン等の設置者に対し、当該施設の使用状況、窒素酸化物濃度その他の事項の報告を求めることができるものとする。

(転用)

第7条 既設の発電ボイラーを発電事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。）に供する施設に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

- 2 専ら非常時において用いられているガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を常用に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

(製造業者等に対する指導)

第8条 市長は、発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者・販売業者等に対しこの要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。

- 2 市長は、工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関（専ら非常時において用いられるものを除く。）の製造業者・販売業者等に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等（設置の工事が着手されたものを含む。）に係る別表の規定の適用については、平成6年3月31日までの間は適用せず、同年4月1日から当分の間、同表（(2)（1）以外の施設の指導基準の表）ガスタービンの項中「20」とあるのは「60」と、同表ディーゼル機関の項中「100」とあるのは「950」と、同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあるのは「600」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成8年6月30日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については、当分の間、従前の例とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）に係る指導基準については、当分の間、従前の例とする。

別表（第 3 条）

- (1) 発電事業者（電気事業法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する発電事業者をいう。）が事業に供する施設の指導基準

施設の種類	定格出力（万 Kw）		
	5 未満	5 以上 15 未満	15 以上
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm

- (2) (1) 以外の施設の指導基準

施設の種類	指導基準値
発電ボイラー	40 ppm
ガスタービン	20 ppm
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	200 ppm
ガソリン機関	200 ppm

備考 別表の排出基準値は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

$$C = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C : 窒素酸化物の濃度（単位：ppm）

C_s : 排出ガス中の窒素酸化物の濃度（単位：ppm）

O_n : 標準酸素濃度（単位：% ただし、発電ボイラーはガス燃料 5、液体燃料 4 又は固体燃料 6、ガスタービンは 16、ディーゼル機関は 13、ガス機関及びガソリン機関は 0 とする。）

O_s : 排出ガス中の酸素濃度（単位：%、ただし、当該濃度が 20% を越える場合にあっては、20% とする。）